

統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金について

この給付事業は、総務省統計局が実施している各調査について、調査活動される統計調査員（指導員を含む。調査員同行者を除く。以下同じ。）が調査活動中に、真にやむを得ない事由により自己の自動車（二輪・原動機付自転車を含みます。）を利用した場合において、調査対象者や第三者の生命若しくは身体を害し、またその財物を滅失、毀損若しくは汚損したことにより損害賠償責任が発生し、任意保険を使用した場合、当センターが定める「統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金規程（以下「給付金規程」という）」に基づき、一定額の給付金を支給する事業です。

- 1 給付金額
1回の自動車事故につき5万円
- 2 給付金の支払の方法
「給付金規程」に基づき支給
- 3 給付金の適用除外例
 - (1) 統計調査員の故意によって生じた事故
 - (2) 地震、噴火、津波による事故
 - (3) 「給付金規程」の要件に合致しない事故

統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金規程

制定 平成22年3月15日

最終改正 令和5年11月1日

公益財団法人 統計情報研究開発センター

公益財団法人統計情報研究開発センター（以下「当センター」という。）は、統計調査員が第一条（給付金を支給する場合）の事由に該当した場合に、本規程の定めるところにより、所定の給付金を支給するものとする。

（給付金を支給する場合）

第一条

統計調査員が調査活動に使用した自動車の事故（二輪・原付の事故を含む。）が、次の各号の全てに該当することを当センターが認めた場合に自動車事故対応諸費用給付金を支給する。

- 一 自動車の使用が、調査活動遂行上、真にやむを得ない事情であったこと。
- イ 調査活動とは、都道府県知事又は市町村長の調査実施上の指導を受けて、調査票その他関係書類の配布・取集又は作成に係る事務を行うことをいう。
- ロ 自宅から指定された調査区までの距離が三キロメートル以上であること。
- 二 当該自動車に任意加入の自動車保険（共済契約を含む。）が付されていること。
- 三 自動車事故により調査員が第三者の生命若しくは身体を害し、又はその財物を滅失、毀損若しくは汚損したことにより 損害賠償責任が発生し、第二号の任意保険を使用したこと。
- 四 当該事故発生時に、警察への届出及び第二号の保険会社への事故処理対応手続きを遅滞なく行ったこと。

（給付金の支給額）

第二条

- 一回の自動車事故につき支給する給付金の額は五万円とする。

（給付金支給時の必要書類の提出）

第三条

第一条の定めるところにより、給付金を受け取る者は次の各号の書類を当センターへ提出するものとする。

[事故発生時]

- 一 統計調査事故報告書

- 二 自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書
- 三 当該自動車に付されている任意加入の自動車保険（共済契約を含む。）の保険証券（共済証書）の写し
- 四 自宅から指定された調査区までの距離が三キロメートル以上であることが分かる地図の写し
[保険会社による事故処理完了後]
- 一 保険会社からの保険金支払通知書の写し

事故発生時の手続

給付金請求に係る手続は、以下のとおりです。

1 統計調査員

当センターのホームページに掲載しています「統計調査事故報告書（以下「事故報告書」という。）」及び「自動車使用理由書（兼）自動車事故対応諸費用給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）」を印刷（※）し、所定の事項を記入して、都道府県又は市町村の調査担当者に確認依頼を行います。

※ 事故報告書 PDF  / EXCEL 

※ 給付金請求書 PDF 

2 都道府県又は市区町村

調査担当者は、「事故報告書」及び「給付金請求書」の記入内容を確認した上、記名・捺印します。

3 統計調査員

①「事故報告書」、「給付金請求書」、「自動車保険証券の写し」及び「自宅から指定された調査区までの距離が三キロメートル以上であることが分かる地図の写し」を当センター宛てにメールで送付します。②保険会社による事故処理完了後、保険会社からの「保険支払通知書の写し」を当センター宛てにメールで送付します。

hosyou(at)sinfonica.or.jp

※ (at) は @ に置き換えて下さい。

4 公益財団法人統計情報研究開発センター

当センターにおいて、事故査定及び給付金の支払いを行います。必要に応じて、統計調査員に電話等で確認（審査）、書類の提出依頼を行います。

給付金請求時に係る留意点

自動車事故が発生した後の統計調査員の給付金の請求の手続については、原則として、統計調査員と当センターで行うこととなりますが、都道府県又は市区町村の調査担当者は、統計調査員からの照会等に備え、以下の点に留意してください。

1 関係書類の提出時期について

「事故報告書」、「給付金請求書」及び「自動車保険証券の写し」は、事故が発生した時点で、速やかに送付（提出）してください。事故発生の日から1年以内に送付（提出）がない場合、給付金が支払えまないので留意してください。

このため、後遺障害の症状が固定していない場合、入院又は通院が継続している場合、賠償事故で賠償額が確定していない場合等でも、「事故報告書」、「給付金請求書」及び「自動車保険証券の写し」は、事故が発生した時点で、速やかに送付（提出）してください。

2 自動車事故対応諸費用給付金請求に係る提出資料について

給付金請求に係る提出資料は、給付金規程第三条のとおりです。